

## 産科医療補償制度の改定に伴い

# 出産費・家族出産費の額が変わります

産科医療補償制度とは、この制度に加入する医療機関等で出産され、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性麻痺となった場合、お子様とご家族の経済的負担を補償するものです。

なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合、出産費等の額に産科医療補償制度に係る掛金相当分を加算した額を共済組合が支給します。

令和4年1月からの制度改定に伴い、産科医療補償制度に係る1分娩あたりの掛金が、現行1万6千円から1万2千円に引き下げられることにより、出産費等の額が変わります。

### 【出産費等の支給額】

令和3年12月31日までの出産	40万4千円 + 加算額1万6千円（掛金相当分） = 42万円
令和4年1月1日以降の出産	40万8千円 + 加算額1万2千円（掛金相当分） = 42万円

※産科医療補償制度加入の医療機関等での出産については、支給額は42万円に変更ありません。

※次の場合は、出産費等の額が、現行の40万4千円から40万8千円になります。

①産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合

②産科医療補償制度に加入の医療機関等での医学的管理下における出産で、在胎週数22週未満の出産（流産・人工妊娠中絶を含む。）の場合

※この制度の詳細は、公益財団法人日本医療機能評価機構ホームページ「産科医療補償制度」をご覧ください。